

春期管理捕獲支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1 春期管理捕獲支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領（令和6年（2024年）1月25日付け野生第816号。以下「実施要領」という。）に基づき、ヒグマの人里への出没を抑制及びヒグマ対策技術者育成を図るための捕獲（以下「春期管理捕獲」という。）を支援することを目的に、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助事業者)

第2 この補助金の対象者は、道内市町村とする。

(補助事業等)

第3 この補助金の対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施要領に基づき実施される春期管理捕獲
- (2) 春期管理捕獲の実施に係る研修等

(補助対象経費)

第4 この補助金の対象経費は、補助事業者が行う補助事業等に要する経費のうち、別表第1の第2欄に掲げる経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、別表第1の第2欄に定める対象経費の実支出額から、寄附金その他収入額を控除した額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の交付申請)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（環生第1号様式（昭和49年告示第807号による告示様式。以下「環生様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（環生第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（環生第16号様式）

- (3) 経費の配分調書（環生第 18 号様式）
- (4) 事業予算書（環生第 20 号様式）
- (5) 別表第 2 の第 1 欄の書類にあっては第 2 欄に定める関係資料

（交付の条件）

第 7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容の変更をする場合においては知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。
- (11) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

- (12) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (13) 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (14) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (16) (6) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付）

第 8 補助金は、規則第 15 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（変更申請手続）

第 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（環生第 21 号様式）に第 6 の書類を添えて知事に提

出し、その承認を受けるものとする。

(実績報告)

第 10 規則第 14 条の規定により、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（環生第 28 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（環生第 2 号様式）
- (2) 補助金等精算書（環生第 30 号様式）
- (3) 事業精算書（環生第 31 号様式）
- (4) 春期管理捕獲事業実施報告書（別記様式）

(その他)

第 11 知事は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

(附則)

この要綱は、令和 6 年（2024 年）1 月 26 日から施行する。

別表第 1

1 区分	2 対象経費	3 補助率
報酬	捕獲従事者の出勤及びヒグマの捕獲に係る報酬	2 分の 1 以内
共済費	捕獲従事者を対象としたハンター保険の加入費	
報償費	捕獲従事者を指導する者を招致する場合の謝礼金	
旅費	捕獲従事者や捕獲従事者を指導する者を招致する場合の旅費	
需用費	銃弾、クマ撃退スプレー、車両燃料（2 ストロークオイルを含む）	
役務費	無線機の賃借料、捕獲したヒグマの処分料	
委託料	春期管理捕獲の実施を委託する場合の委託料	
使用料及び賃借料	研修を実施する場合の会場使用料、春期管理捕獲の実施にあたり必要とする車両賃借料	
負担金	鳥獣被害防止対策を目的とした地域協議会への負担金	
その他	知事が特に必要と認める経費	

別表第 2

1 書類	2 関係資料
経費の配分調書（環生第 18 号様式）	補助事業等に要する経費の積算が確認できる資料